

福井市の保育所等における
不適切な保育の未然防止及び
発生時の対応のための
ガイドブック
～教育・保育の質の向上のために～



令和6年4月

福井市こども保育課

児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図るために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

子どもの権利条約

「子どもの権利条約」は、子ども（18歳未満）を権利を持つ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちに保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

「子どもの権利条約」には、次の4つの原則があります。

命を守られ成長できること

子どもにとって最もよいこと

意見を表明し参加できること

差別のないこと

全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（あす）を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくりまします。

はじめに

児童憲章、子どもの権利条約、全国保育士会倫理綱領は、私たち保育士等が、子どもの人権・人格を尊重する上で、基本としなければならない児童福祉の本来的な理念です。保育にあたっては、この理念が実現するよう行わなければなりません。

子どもの権利については、児童福祉法で、子どもが権利の主体であり、子どもの最善の利益が優先されることが明記されており、保育所保育指針では「保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない」、幼保連携型認定こども園教育保育要領では「園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること」、幼稚園教育要領では「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養う」とされています。

子どもの最善の利益を優先し、子どもの気持ちに寄り添ってその人権・人格を尊重することは、保護者や保育に携わる者だけでなく、社会全体において求められています。

子どもの安全・安心が最も配慮されるべき保育園、認定こども園、及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）において、虐待等はあるはずとせず、保育所等における保育士・保育教諭による子どもへの虐待等に関しては、国及び本市はその対応を行ってきました。

全国各地の保育所等において、虐待等が行われていたという事案が相次いでおり、令和4年12月に国は、改めて虐待等への対応について周知を図るとともに、保育施設における虐待等の実態や、通報等があった場合の自治体等（都道府県、市町村 特別区を含む。以下同じ。、国立大学法人）における対応や体制についての全国的な実態調査を実施しました。

このような状況により、保育現場において少しでも気になる行為が直ちに虐待等になってしまうのではないかと心配し、日々の保育実践の中での過度な萎縮につながってしまうことや、不適切な保育や虐待等それぞれで取るべき対応が必ずしも整理されていないことから、各自治体においても必要な対応の遅れにつながることなどの懸念も指摘されています。

こうしたことから、国において手引きの内容を整理し、不適切保育や虐待等の考え方を明確化し、保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して保育所等や自治体にそれぞれ求められる事項等について整理した「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関するガイドライン」が示されました。

本ガイドブックは、国のガイドラインを参酌して作成しました。また、現場で運用していく中で、工夫すべき点など様々な意見があった場合は、その意見なども踏まえ、本ガイドブックの改訂には柔軟に対応していく旨を申し伝えます。

令和6年4月
福井市こども保育課

目次

1	このガイドラインの位置づけ	... 1
2	「望ましくないかわり」「不適切な保育」「虐待等」の考え方	... 2
	(1) イメージ図	
	(2) 保育所等における、職員による子どもに対する虐待(各行為類型の具体例)	
3	不適切な保育が生じる背景	... 4
	(1) 人権意識の問題	
	(2) 職場環境の問題	
4	不適切な保育が疑われる事案の把握及び発生時の対応	... 6
	(1) 保育所等(各施設)の担当者設定による事案把握	
	(2) 福井市による事案把握、確認及び対応	
	(3) 事実確認後の対応	
5	不適切な保育の未然防止に向けて(まとめ)	... 10
	(1) 保育所等の役割	
	(2) 福井市の役割	
6	参考	... 11
	(1) 「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト(全国保育士会)」より抜粋	
	(2) 関係法令等一覧・参考引用資料	

1 このガイドラインの位置づけ

国は、令和5年5月に「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関するガイドライン」を示しました。その中で、不適切な保育や虐待等の考え方の明確化を行うとともに、保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して保育所等や自治体にそれぞれ求められる事項を整理し、園と自治体が地域の実情に合わせて対応、検討、実施することと示しています。

これらのことから、本市としても、虐待等の内容や不適切な保育の事案、発生時の対応、また、不適切な保育の未然防止に向けて、実効性のあるガイドブックを策定することとしました。

近年、少子化や核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化・女性就労の増加など、子どもを取り巻く環境は変化し、人間の基礎となる乳幼児期の保育・教育及び育児家庭に関わる園においても求められることは多く、その責務は大変重要です。

各園においては、より良い保育サービスの提供のため、職員一人一人が高い人権意識を持ち、その意識をさらに高めあうことが求められ、重要な課題となっています。

本市では、平成22年度から、全国に先駆け、福井市独自のアクションプログラムを作成し、それに基づき、市内の公私立全園が質の高い教育・保育を提供できるよう取り組んでいます。

その後、「福井市の保育所における質の向上のアクションプログラム（実施期間：平成24年度～平成26年度）」を策定し、さらに保育所等の方向性を示しました。また、平成24年度からは、各園に対し、アクションプログラムに基づく保育サービスの向上を働きかけてきました。

平成27年度には、子ども・子育て支援新制度が実施され、「福井市の認定こども園、保育所等における質の向上のためのアクションプログラム（平成27年度～平成31年度）」を策定しました。このアクションプログラムを活用し、更に自己評価をすることで、保育の質の向上、保育サービスの充実を図ってきました。

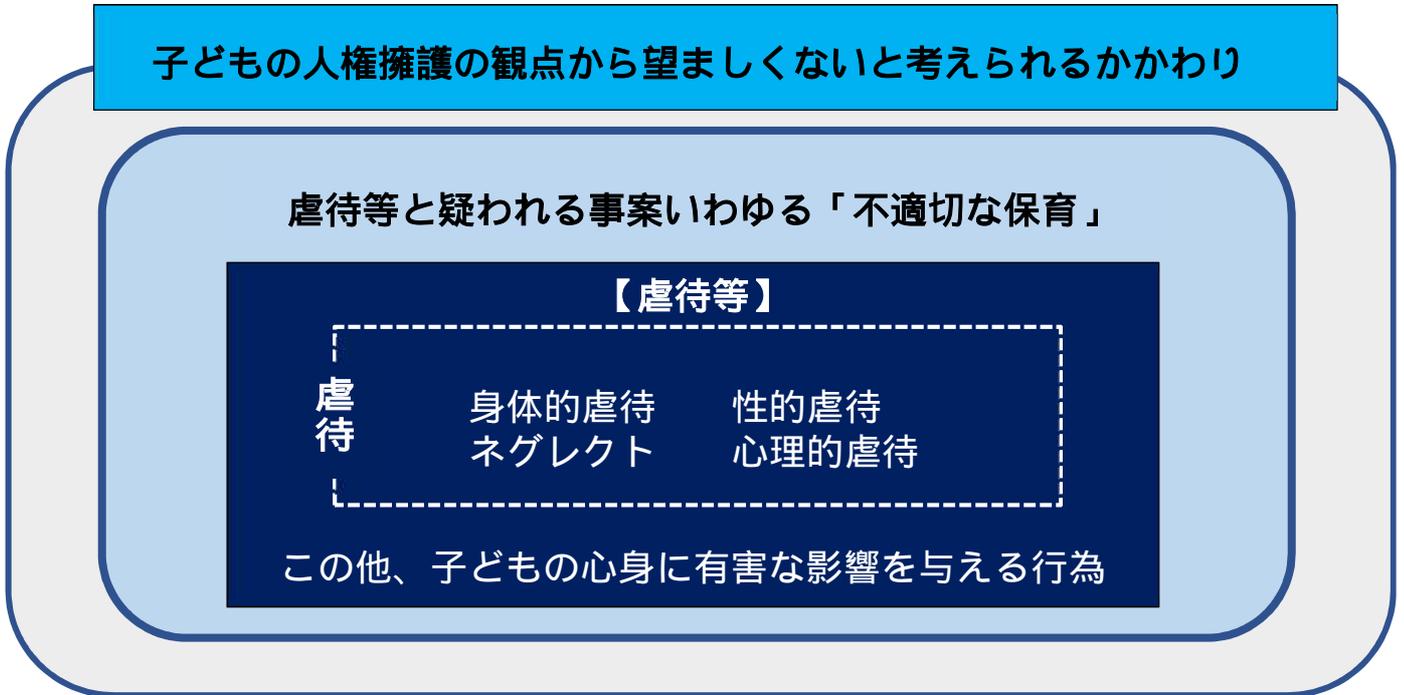
さらに令和2年に策定した「福井市の認定こども園、保育所等における質の向上のためのアクションプログラム vol.3（令和2年度～令和6年度）」の中では、24のアクションの中の一つに“保育者等の人間性と専門性の向上に努め、質の高い乳幼児の教育・保育を展開します。”とあり、各園職員の意識の変革に結びついているところです。

本ガイドブックの策定を機に、これまで以上に一人一人の子どもの人権・人格を認め合い、最善の利益を尊重した教育・保育が実践され、さらなる質の向上と子どもの健やかな育ちや学びの実現につながる取組が進められていくことを期待します。

2 「望ましくないかかわり」「不適切な保育」「虐待等」の考え方について

(1) イメージ図(国ガイドラインより)

【図1】



虐待	「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」に該当する行為
虐待等	「虐待」に加えて「子どもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為 児童福祉施設設備運営基準第9条の2で禁止される「法第三十三条の十各号に掲げる行為その他該当児童の心身に有害な影響を与える行為」
不適切な保育	「虐待等」と疑われる事案(2)
「望ましくない」と考えられるかかわり	子どもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかかわり

(2) これまで「不適切な保育」と全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の5つのカテゴリー(子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ、罰を与える・乱暴なかかわり、一人一人の子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、差別的なかかわり)とを同じものと解していたが、同カテゴリーの中には「不適切な保育」とは言えないものも含まれており、「不適切な保育」の位置づけを見直した。

(2) 保育所等における、職員による子どもに対する虐待(各行為類型の具体例)

行為類型	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 首を占める、殴る、ける、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、おぼれさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為 ・ 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下着のままで放置する ・ 必要の無い場面で裸や下着の状態にする ・ こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為(教唆を含む) ・ 性器を見せる ・ 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する、性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる) ・ こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ・ ポルノグラフィの被写体などを強要する又はポルノグラフィを見せるなど
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど、例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置するなど ・ こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など) ・ おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど ・ 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う ・ 適切な食事を与えない ・ 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す ・ 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する ・ 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する ・ その他職務上の義務を著しく怠ることなど
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど ・ 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする ・ こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど ・ こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど(例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど) ・ こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど(例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど) ・ 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う ・ 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

このほか、子どもの心身に有害な影響を与える行為を含め、虐待等と定義する。

個別の行為等が虐待等であるかどうかの判断は、こどもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断する。その際、保育所等に通うこどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。

上記具体例は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等で示す例を参照し、保育所等向けの例を記載したもの。

3 不適切な保育が生じる背景

不適切な保育が生じる背景としては、“職員一人一人の人権意識”の問題（子どもの人権や人格尊重の観点に照らして、どのような子どもへの関わり方が適切なのか十分に理解していない）と、“職場環境”の問題（施設における職員体制が十分でないなど、適切でない保育を誘発する状況が生じている）があると考えられます。

（１）人権意識の問題

保育士等一人一人の、子どもの人権や人格尊重に関する理解が十分でないなどにより、本人は問題ないと捉えている行動が、不適切な保育に該当することがあります。

また、かつては特段問題とは認識されていなかった行為であっても、子どもの最善の利益の尊重という考えの定着により、不適切な保育に該当することがあることから、保育の現場においては、慎重な対応が求められるようになっていきます。

このほか、保育士等本人は子どものために良かれと思った行為であるために、その行為が子どもの権利を侵害するという重大さに気づいていない等の状況も考えられます。

（２）職場環境の問題

保育士等による不適切な子どもへの関わりが生じる背景としては、その行為を誘発する状況やそうした行為が改善されにくい状況等、職場環境の問題も大きいと考えられます。保育所等は、子どもに保育を提供するとともに、保護者に対する子育て支援を担うことも求められています。加えて、保育所等を利用する子どもとその家庭の多様化などにより、保育士等一人一人にかかる負担は大幅に増加しています。このように、保育士等が多様な対象の多様なニーズに対応することを求められる状況においては、保育士等が子どもや保護者一人一人に丁寧に向き合い、対応するための十分な時間が確保できない状況も生じうると言えます。

また、例えば、職場において保育士等間で日々の保育の振り返りを行う機会などを定期的に持っていれば、不適切な関わり方の未然防止や、不適切な関わりに陥っていた場合の早期の改善が期待できますが、そうした機会がない場合、保育士等同士の気づきが促されないなどの弊害が考えられます。職場環境の問題と、それによって生じる可能性のある不適切な保育等の弊害について例を挙げると、次のようなものが考えられます。

保育士等が余裕を持って保育にのぞめない。

- ・時間的な切迫や気持ちの焦りなどから、保育士等本人も「本来であればそうあるべきではない」と感じている子どもとの関わり（例えば、大きな声を出してしまうなど）を行ってしまう。
- ・同僚の保育士等も、自分が担当する子どもを保育することにかかりきりになり、他の保育士等が行う保育の不適切さを指摘する等のフォローができない。

日々の保育を職場全体として振り返る体制が整っていない。

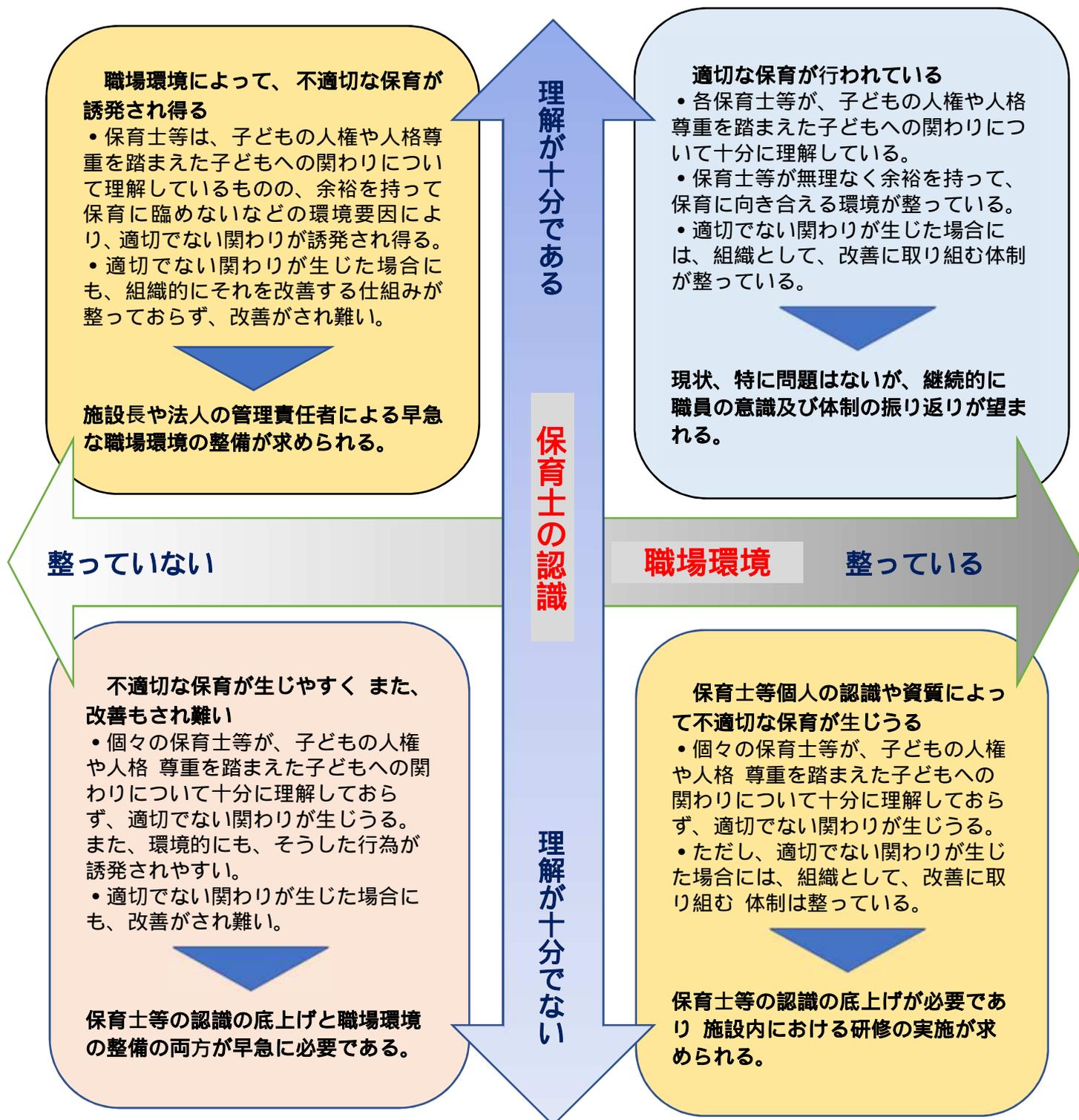
- ・適切でないと考えられる関わりを保育士等が行った際に、他の保育士等が個別に指摘することは難しく、早い段階での改善の機会が失われ、不適切な関わりが繰り返されるおそれがある。

保育士等が一人きりで保育を任されている状況が多いなど物理的な環境の問題がある。

- ・不適切な保育が生じやすく、また、そうした行為が行われても他の保育士等により発見されにくいため、行為を行った保育士等本人も改善の機会を逸してしまう。

こうした職場環境の問題は、保育士等個人による改善は難しく、施設長や法人の管理責任者による組織全体としての対策が必要となる。不適切な保育が生じにくい職場環境を整備することは、施設長及び法人の管理責任者の責務である。

【図2】不適切な保育が行われる背景として“保育士等の認識”及び“職場環境”の問題について整理した。(手引きより)



4 不適切な保育が疑われる事案の把握及び発生時の対応

(1) 保育所等(各施設)の担当者設定による事案把握

本来であれば、保育所等において行われる保育に、保護者や保育士等が何らかの違和感を持った際には、まずは当該保育所等の施設長やリーダー層の職員へ、その旨が知らされることがのぞましいでしょう。不適切な保育が実際に行われていた場合はもちろんのこと、保育に対する認識の違いや誤解が保護者と保育士等との間にある場合にも、当事者同士が話し合うことで是正・解消できることも多いと思われるからです。

一方で、子どもを預けているという立場の保護者は、保育所等において行われる保育に対して何らかの違和感を持ったとしても、保育士等に対して直接指摘をしにくいことも想定されます。そうした場合に気軽に相談できる担当者を保育所等内で設けておくことは、不適切な保育の早期発見・改善の機会となるとともに、保護者の安心にもつながると考えられます。

また、もし、認識の違いや誤解が原因であったとしても、どのような行為が問題だとみられる可能性があるかについて、当該保育所等の職員が認識できる機会となり、保育内容等の改善につなげることができます。さらに、不適切な保育が疑われる場合における、早期の相談～対応を徹底できれば、子どもが重大な被害を受ける事案を減らすことに繋がります。

各保育所等においては、不適切な保育が疑われる場合における相談担当者を設定し、その報告プロセスを整備し、前もって保育士等や保護者に周知しておくことが重要です。

(2) 福井市による事案把握、確認及び対応

本ガイドブックにおいては、保育士等や保護者が不適切な保育が行われている疑いが生じた場合、また、園内で不適切な保育が疑われる事案を把握した場合、保育所等は、当該事案の事実関係や要因等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市に対して情報提供を行い、今後の対応等について協議します。市は、保育所等や保護者、保育士等からの情報提供・相談を受けて事実確認を行うに当たり、保育所等から提供された情報を踏まえつつ、緊密に連携して事実関係を正確に把握することはもちろん、保育所等において不適切な保育が行われたと判断する場合には、その要因を分析し理解するとともに、改善に向けての課題を丁寧に把握することが重要です。

保育所等において、事案の事実関係等を確認するにあたっては、関係者に聞き取り調査等を行う場合があります。

(3) 事実確認後の対応

不適切な保育が疑われる事案を保育所等が把握した場合の対応は、今後の“より良い保育”の実施を目指し、同様の事案が生じないための環境を整備することが最大の目的です。そのため、個別の事案だけを改善するのではなく、その背景にある原因を理解した上で、保育所等の組織全体として改善するための方法を探ることが重要です。保育所等は、不適切な保育の事実が確認された場合、施設長が中心

となり、改善に向けた行動計画を策定し、保育所等全体で改善に取り組むことが求められます。また、不適切な保育が行われた場合、その対象となった子どものみならず、その他の子どもも含め、十分な心のケアを行う必要があります。併せて、場合によっては、不適切な保育が行われた経緯や今後の保育所等としての対応方針等について、保護者に対して、丁寧に説明し、理解を得ることが必要となります。その際、不適切な保育を受けた子どもの保護者から、他の保護者に対して事案の経緯等を説明することの同意を得る必要が生じる場合があることに留意する必要があります。

不適切な保育が行われたと判断した場合、市は、書面指導や改善勧告等による改善の指導を行うこととなりますが、その際には、実際に生じた個別の事案だけを改善するのではなく、その背景にある原因を理解した上で、保育所等の組織全体としての改善を図るための指導を行うこととなります。具体的には、不適切な保育が行われた原因や保育所等が抱える組織的な課題を踏まえ、保育所等が策定する改善計画の立案を支援・指導するとともに、その実現に向けた取り組みに対する助言・指導を継続的に行っていきます。

なお、不適切な保育が行われた保育所等に対し、継続的な支援を実施することは重要ではありますが、不適切な保育が行われた場合に限らず、日頃から保育所等と本市が密にコミュニケーションを取りつつ、不適切な保育の未然防止や保育の質の向上に取り組んでいくことが望ましいと言えます。

【図3】

保育所等の対応フローチャート

【基本姿勢】

より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等 (国 P.10~)

- ・こどもの人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかかわりができているか、より良い保育に向けた振り返りを行う
- ・施設長等が職員間での「対話」が生まれる体制整備や研修等による学びの機会を確保し、「自己評価ガイドライン」の活用や第三者評価等の外部の多様な視点も得て、保育士・保育教諭の気づきを促す

職員・保護者・地域住民等からの通報や情報提供
・ 入った情報について真摯に受け止める

虐待等や虐待等と疑われる事案 (不適切な保育) に該当するかどうかの確認 (国 P.14~)

- ・キャリアステージに応じた研修の働きかけ等こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかかわりに改善が見られない場合や事態が悪化している場合、虐待等に該当するのではないかと思うような事案と感じた場合などに行う

虐待等と疑われる事案 (不適切な保育) であると保育所等として確認

福井市への情報提供・相談 (国 P.15~)

福井市による指導等を踏まえた対応 (国 P.17)

- ・虐待等と判断された場合には、行政の指導等を踏まえた対応・虐待等と判断されなかった場合にも、より良い保育の実施に向けた改善策等の対応を講じる
- ・こども、保護者、職員等に対するケアを行う (国 P.17~)

虐待等には該当しないと保育所等として確認

さらにより良い保育を目指す (国 P.17)

図中に記載のページ数 (国 P.~) は、国のガイドラインのページです。

【図4】

福井市こども保育課の対応フローチャート

【基本姿勢】

- 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等（国 P.18～）
- ・巡回支援などを活用し、より良い保育の認識を 保育現場と確認・共有し、各施設の保育の振り返りを支援
- ・福井市幼児教育アドバイザーとの連携など、地域の実情に応じて、保育所等とのコミュニケーションを密にする
- 虐待等に該当するかどうかの確認
- ・キャリアステージに応じた研修の働きかけ等

保育所等（園・職員・保護者・地域住民等）から相談や通報を受けた場合（国 P.20～）

- ・迅速に対応方針を協議し、方針を定める（初動対応、緊急性の判断）

事実確認、立入調査、特別監査（国 P.22）

- ・こどもの状況や事実確認の調査・虐待等の行為類型と具体例に照らし、虐待等に該当するかどうかを判断
- ・必要に応じて県に情報共有
福井市こども保育課所管の保育所等において、不適切な保育が疑われる事案を把握した場合は、状況を確認するとともに、県に対して迅速に情報提供及び共有することとする。

左ページ（図3）の「福井市こども保育所等への指導等を踏まえた対応へ」

虐待等や虐待等と疑われる事案（不適切な保育）と判断した場合（国 P.23～）

- ・担当部署に留まらず市の組織全体として速やかに事案を共有し、対応
- ・県とも連携し、改善勧告等を速やかに行う。国に情報共有を行う。
- ・こども、保護者、職員等に対するケアを行う

虐待等の事案ではないと判断

フォローアップ

保育所等

（保育園・認定こども園・認可外保育施設）

連携・情報共有

相談

支援・助言・指導

福井市
こども保育課

* 各項目の詳しい内容については、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（R5.5 こども家庭庁）」を参照のこと

5 不適切な保育の未然防止に向けて（まとめ）

保育所等における不適切な保育をなくし、市内全ての施設で質の高い教育・保育を提供するにあたって、保育所等と福井市がそれぞれ担う役割について、次のように整理します。

（１）保育所等の役割

保育士等に対し、子どもの人権・人格の尊重の観点に照らして、適切な保育についての園内研修・人材育成を継続的に行う。

保育内容に関する自己評価（園評価）や公開保育等を活用し、行事計画等を含む日々の保育のあり方に関する保育士等の気づきを促す。

保育の計画の作成や振り返りに当たっては、不適切な保育が生じないように、職員間の語り合いを通じた気づきを促す。

不適切な保育が生じないような職場環境の整備のために、組織的な取組を行う。

（２）福井市の役割

保育所保育指針等の関係法令を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮した適切な保育についての考え方を本ガイドラインや各種通知をもって示す。

子どもの最善の利益を考慮した適切な保育についての考え方の周知や研修実施、保育現場においては、「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（全国保育士会）」活用の推奨をする。

各保育所等において適切な保育が実現されているか、またそのための体制が整っているかについて、監査や日常的な現場訪問、公開保育等において、福井市幼児教育アドバイザーや園長等経験者の活用、派遣による助言・指導等を行う。

6 参考

(1) 「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト
～「子どもを尊重する保育」のために～(全国保育士会)」より

子ども一人ひとりの人格を尊重しないかわり

No..	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり	チェック欄
1	登園時	朝、母親に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉かける。	していない している (したことがある)
2	日中	製作活動で子どもが描いた作品をみて、「そこ違うよ。もう一枚描いてみる?」とだけ言って、描きなおすように働きかけた。	していない している (したことがある)
3		排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉がけをする。	していない している (したことがある)
4		子どもが、友だちをたたく等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉がけをする。	していない している (したことがある)
5		子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言う。	していない している (したことがある)
6		苦手なことを渋っている子に、「早くやって。できないなら後ろに行って。」と言ったり、他者と比較したりなど、否定的な言葉がけをする。	していない している (したことがある)
7		昼食時	食事の際、こぼす等の理由で、テーブルに給食のメニューをすべて配膳せず、食べた次のおかずをあげる。または、こぼすたびに叱りながら食べさせる。
8	降園時	お迎えに来た保護者に「A君は、今日はケンカをしてお友だちを泣かせてしまいました」と、他の保護者にも聞こえるように言う。	していない している (したことがある)
9	その他	子ども同士のトラブルが起きたとき、子どもたちの言い分を聞かず、一方的に判断を下す。	していない している (したことがある)
10		自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子どもに対して、「おしっこ出ない」と訴えていても、トイレに行くように促す。	していない している (したことがある)

物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり	チェック欄
1	日中	集団行動をするための言葉がけをした際、言葉がけを聞かない子どもに「 しないなら できないからね」と言葉をかける。	していない している (したことがある)
2	昼食時	ごはんをこぼした子どもに対して、床に落としたものを拾って食べるように促す。また、ほかの子どもが大勢いる前でそのことを指摘する。	していない している (したことがある)
3	午睡時	なかなか寝つけずにいる子に「早く寝てよ。あなたが寝ないと仕事が出来ないんだよね」と言う。	していない している (したことがある)
4		寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友だちの布団と離して敷いたりする。	していない している (したことがある)
5	その他	どなったり、「 しまさい」との言葉や子どもが怖がるもの(鬼等)を使ったりして、子どもを保育者の思いどおりに動かそうとする。	していない している (したことがある)

罰を与える・乱暴なかかわり

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり	チェック欄
1	日中	子ども的人数チェックをする際、子どもの頭を手ではたくようにして人数を数える。	していない している (したことがある)
2		並ぶときなどに、子どもの自発的行動を待てず、腕を掴んで引っ張る。	していない している (したことがある)
3		子どもを注意する際に、「だめよ!」と言って子どもの手を叩く。	していない している (したことがある)
4	午睡時	なかなか眠らない子どもに布団を頭からかぶせるなどして強引に押さえつけ、パンパンと強く布団を叩く。	していない している (したことがある)
5	その他	保育者が子どもに注意をしたが、言うことを聞かなかった子どもに対し、廊下に立たせる、散歩に行く際に置いて行こうとするなどの罰を与える。	していない している (したことがある)

一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかわり

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかわり	チェック欄
1	降園時	いつも時間ぎりぎりのお迎えになる子どもに対して、 「 ちゃんのお母さん、今日も遅いね」と言う。	していない している (したことがある)
2	その他	登園が遅い、服が汚れている、お風呂に入っていない、 提出物の遅れ等の際に、子どもに「また 君のお母さん 忘れたの。いつも忘れて困るね。」や「昨日お風呂に入 れてもらわなかったの。」など否定的な言葉がけをする。	していない している (したことがある)
3		いつもぎりぎりの時間にお迎えにくる保護者に「いつも ぎりぎりですね」と言ったり、保護者が提出物を忘れた 際に「いつも忘れて困ります」と言ったりする。	していない している (したことがある)
4		「お休みの日にどこに行ったかお話して」との問いかけ について、クラス子どもたち『全員』に発表してもら う。	していない している (したことがある)

差別的なかかわり

No.	一日の流れ	「良くない」と考えられるかかわり	チェック欄
1	登園時	挨拶をしてきたか否かにかかわらず、特定の子どもにだけ「おはよう」と言葉がけをする。	していない している (したことがある)
2	日中	いつまでも泣いている男の子に、「男の子だからいつまでも泣かない」や、乱暴な言葉使いをする女の子に「女の子だからそんな言葉を使ったらいけない」と注意する。	していない している (したことがある)
3	昼食時	少食の子に対して、子どもの意見を聞かず、初めから非常に量を少なくして配膳する。	していない している (したことがある)
4	午睡時	寝かしつける際に、いつも同じ子どものそばにばかりつく。	していない している (したことがある)
5	降園時	クラス全員で帰りの支度をしている時に、なかなかできない子どもに、「　　ちゃんは早くできないのね、だめな子になっちゃうよ」と言う。	していない している (したことがある)

詳細、使用方法、よいかかわりへのポイント等については、[全国保育士会HP](#)から冊子をダウンロードしてください。

(2) 関係法令等一覧表

関係法令等	不適切な保育等の防止に関連する条文や内容等
児童福祉法	<p>第33条の10（被措置児童等虐待の定義）</p> <p>1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>第33条の11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。</p>
子ども・子育て支援法	<p>第58条3項の2 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。</p>
福井市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	<p>第12条（虐待等の禁止）児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
福井市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営の基準に関する条例	<p>第26条（虐待等の禁止）特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
障害者虐待防止法	<p>第30条 保育所等又は認定こども園の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p>
保育所保育指針	<p>第1章総則 1 保育所保育に関する基本原則</p> <p>(3) 保育の方法 ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。</p> <p>(5) 保育所の社会的責任 ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。</p>
幼保連携型認定こども園 教育・保育要領	<p>第1章総則 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等</p> <p>2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価</p> <p>(3) 指導計画の作成上の留意事項</p> <p>ク 園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、～中略～ 園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。</p>

○参考引用資料

- ・「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き（R3.3 厚生労働省）」
- ・「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（全国保育士会）」
- ・「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（R5.5 こども家庭庁）」
- ・「新潟市幼児教育・保育施設等における不適切保育防止のためのガイドライン（R4.3 新潟市保育課）」
- ・「鹿児島市保育所等における不適切保育防止等に関するガイドライン（R5.9 鹿児島市保育幼稚園課）」